

令和 5 年 5 月 25 日

荷主関係団体各位

東京労働局
東京運輸支局

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組
について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できますよう、別添リーフレットを御活用いただき、会員企業等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害の防止のため、荷主等による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮につきましても、併せて、御協力をお願い申し上げます。